

大阪地検(企)第79号
令和3年10月29日

行政文書不開示決定通知書

山 中 理 司 様

大阪地方検察庁検事正 畠 本



令和3年9月7日受付（受付第3号）の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称（請求する行政文書の名称等）

大阪地検の検察官としては、弁護人請求予定証拠の中身が信用できない場合、同意した上で信用性を争うのではなく、まずは全部不同意の意見を述べることになっていることが分かる文書

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、大阪地方検察庁の検察官が行う特定の場面における訴訟行為に関する情報を公にすることとなり、犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（法第5条第4号）を開示することとなるため（法第8条）。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、検事総長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、大阪地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、裁決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

* 担当課等 大阪地方検察庁企画調査課情報公開窓口

TEL:06-4796-2200 (内線:3118)

行政文書開示請求書

令和3年9月6日

大阪地検検事正 殿

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話: 06-6364-8525

FAX: 06-6364-4816



行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

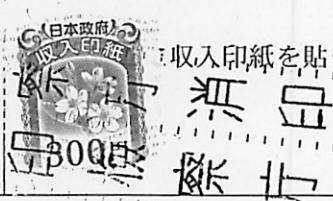
1 請求する行政文書の名称等

大阪地検の検察官としては、弁護人請求予定証拠の中身が信用できない場合、同意した上で信用性を争うのではなく、まずは全部不同意の意見を述べることになっていることが分かる文書

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

→ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料
(1件300円)



収入印紙を貼ってください。



*この欄は記入しないでください。

担当課等

備 考